

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価により計上しています。

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年以前に取得したもの

再調達原価により計上しています。

但し、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年以降に取得したもの

取得原価が判明している場合：取得原価

取得原価が不明な場合：再調達原価

により計上しています。

但し、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産

取得原価により計上しています。

但し、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明している場合：取得原価

取得原価が不明な場合：再調達原価

により計上しています。

尚、地方公営企業会計基準を適用している会計は、原則、取得原価によります。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

② 市場価格のないもの

取得原価による。ただし、実質価額が著しく低下した場合は相当額の減額をおこない計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却方法

① 有形固定資産（土地、立木竹、美術・骨董品、歴史的建造物、建設仮勘定は除く）

定額法により算定しています。

② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利は除く）

定額法により算定しています。

③ 耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上しています。但し、無形固定資産については、備忘価額を計上していません。

(4) 有形固定資産等の耐用年数及び償却率

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）による。尚、端

数は1円未満を切り捨てています。但し、地方公営企業会計基準を適用している会計は、地方公営企業会計基準によります。

(5) 有形固定資産等の取得価額範囲

有形固定資産等を有償取得した場合その取得価額については、企業会計原則（第三一五—D）に準拠し、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めています。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能及び回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給見込額等のうち、作成基準日において当該年度に負担すべき額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された給付額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち按分される額を加算した額を控除した額（地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法による将来負担額）を計上しています。

尚、持分相当の退職手当にかかる基金は組合連結時に計上されます。

※退職手当引当金の減額については、行政コスト計算書の「経常収益（その他）」で調整しています。

(7) リース取引の処理方法

リース期間が1年以内及びリース料総額が300万円以下の所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理をおこなっています。

(8) 全体資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する、歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

(9) 消費税等の会計処理

税込方式による。尚、地方公営企業会計基準を適用している会計は、税抜方式としています。

(10) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品においては、一品当たりの取得価額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています（地方公営企業会計基準適用外会計）。

② 会計間の、繰入繰出額、負担金・補助金等、出資金及び債権債務額等を相殺消去し表示しています。

尚、水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているもの、相対取引で金額が決定されたものを除く取引、「投資と資本の取引」及び「貸付金・借入金等の債権債務の取引」を除き年間取引総額が100万円未満の取引、連結対象団体（会計）が支払った住民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象外としています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

会計年度末において確定債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもの。

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はありません。

（２）その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報注記

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

（１）会計対象範囲

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	—	—	—
学校給食特別会計	特別会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業特別会計	公営企業会計（法適用）	全部連結	—
病院事業特別会計	公営企業会計（法適用）	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	公営企業会計（法非適）	全部連結	—

地方公営企業会計基準を適用している会計は、地方公営企業会計基準による法定決算書類を基礎として読替え（組替え）方式により、全部連結をしています。

（２）出納整理期間について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられており（根拠条文「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」）、当該年度に係る出納整理期間

における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。尚、地方公営企業会計方式を採用している会計は出納整理期間が無く、出納整理期間中年度に属する資金等の授受等がある場合は、出納整理期間年度中に資金の受払いが終了したものとして調整しています。

(3) 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。